

申告期間 2月17日(月)～ 3月17日(月)

所得税・復興特別所得税の確定申告



町・県民税(住民税)の申告

▲国税庁
確定申告特集ページ

令和6年分の所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」という)の確定申告と、令和7年度の町・県民税(住民税)の申告期間は、2月17日(月)～3月17日(月)です。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備の上、期限内に申告してください。

問合せ

所得税等の確定申告について

本庄税務署【☎22-2111(自動音声案内)】

町・県民税(住民税)の申告について

税務課住民税係【☎35-1221(内線1130～1133)】

■町役場での申告会場の受付方式について

整理券をお持ちの方、もしくはオンライン予約をされた方のみ申告会場へ入場できます。

方法は以下の3つのとおりです。

①事前整理券

税務課住民税係にて事前整理券を配布いたします。担当職員にお声がけください。また、整理券がないと申告受付ができませんので、配布されてから申告日まで大切に保管いただき、申告会場(役場4階大会議室)へご持参ください。

配布場所	期間	配布時間
上里町役場1階 ⑫番窓口	2月3日(月)～各申告日の前日まで ※平日のみ	午前8時30分～午後5時15分 (2月14日(金)のみ午後3時まで)

②オンライン予約

オンラインで予約を受付します。事前整理券よりも予約上限が少数となっておりますのでご注意ください。また、予約確認ができないと申告受付ができませんので、予約確認メールを申告会場(役場4階大会議室)にて確認させていただきます。

予約場所	期間	受付時間
オンライン	2月3日(月)～各申告日の2開庁日前まで ※予約希望日が月曜日または2月25日(火)の場合は、前の週の木曜日まで。 ※予約希望日が火曜日または2月26日(水)の場合は、前の週の金曜日まで。	24時間受付可能  ◀確定申告 予約フォーム

③当日整理券

申告会場(役場4階大会議室)にて申告当日分の整理券もご用意いたしますが、事前整理券の配布状況や当日混雑状況により、当日整理券を配布終了し、別日の事前整理券(役場1階⑫番窓口)をご案内することもありますので、あらかじめご了承ください。

配布場所	期間	配布時間
上里町役場4階 大会議室	2月17日(月)～3月17日(月) ※平日のみ	午前8時40分～午後3時40分

■当日の申告受付・相談

庁舎管理の都合上、午前8時以前の入庁はできません。また、整理券記載の時間、予約時間になるまでは申告会場に入場はできませんのでご注意ください。

前回の申告受付・相談では、整理券記載の番号順にご案内しておりましたが、今回の申告受付・相談から、整理券による番号順を廃止し、来場順にご案内する予定です。

同じ時間帯に複数の方をご案内いたしますので、予約時間の後半に相談を開始する場合もございます。また、混雑状況によっては、時間が前後することもございますので、あらかじめご了承ください。

会場	期間	受付時間
上里町役場4階 大会議室	2月17日(月)～3月17日(月) ※平日のみ	午前8時40分～正午 午後1時～4時

! 下に該当する方は、町役場で申告できません。本庄税務署で申告してください。

<次の所得を申告する場合>

- ・土地、建物、株式等を譲渡したことによる所得
- ・先物取引に係る所得

<次の控除の適用を受ける場合>

- ・新規または連帯債務の住宅借入金等特別控除
- ・特定増改築等住宅借入金特別控除
- ・住宅耐震改修特別控除 ・住宅特定改修特別税額控除
- ・国外居住親族に係る扶養控除
- ・認定住宅新築等特別税額控除
- ・雑損控除または災害減免 ・外国税額控除

<次の申告をする場合>

- ・青色申告
- ・損失の繰越
- ・仮想通貨（ビットコイン等）
- ・過年分の確定申告
- ・死亡者の確定申告
- ・消費税・贈与税・相続税の申告
- ・申告内容等から判断して税務署での申告が適当と思われる方

申告に必要な書類

対象	必要書類等
申告者全員	・マイナンバーカード（無い場合は、通知カードと本人確認書類）
該当する場合に 用意するもの	・申告者名義の口座番号の分かるもの（還付申告の場合） ・源泉徴収票や収支内訳書、支払調書など前年の収入が分かるもの ・健康保険や国民年金など社会保険料の支払証明書など ・生命保険料、地震保険料などの支払証明書など ・障害者控除を受ける方は障害者手帳や療育手帳など ・医療費控除または医療費控除の特例を受ける方は医療費等をまとめた明細書など ・控除対象の配偶者や扶養親族がいる方はその方の所得および個人番号が分かるもの ・住宅借入金特別控除を受ける方は年末残高証明書など ・その他、申告に必要なと思われるもの
詳細は下記ホームページをご確認ください。 https://www.town.kamisato.saitama.jp/1202.htm  ◀上里町ホームページ 「令和7年度（6年分）所得申告について」	

申告書提出用のポストを設置しています

ご自宅等で作成した確定申告書、住民税申告書を提出するためのポストを上里町役場1階税務課⑫番窓口を設置しています。申告書をポストに投函していただければ、お待ちいただく必要はございません。封筒は不要です。ぜひご利用ください。

収入がなかった方の住民税申告がオンラインで手続きできます

収入がなかった方の住民税申告がオンラインでお手続きできるようになりました。自宅でスマートフォンやパソコンからいつでも申告ができます。また、確定申告に来庁予定の方も、ご家族の収入がなかった方の住民税申告を済ませていただくと、当日スムーズにご案内できます。

詳しくは町ホームページ(<https://www.town.kamisato.saitama.jp/7143.htm>)をご覧ください。上記URLまたは右記二次元バーコードからぜひ、ご利用ください。



障害者控除・医療費控除で必要となる方に認定書等を発行します

①障害者控除対象認定書

障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護認定2～5を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。控除を受ける際には「障害者控除対象者認定書」が必要となります。

②おむつ代の医療費控除確認書

寝たきりの人のおむつ代が医療費控除の対象となるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、町が交付する「おむつ代の医療費控除確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

①②の書類が必要な方は高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。

本庄税務署からのお知らせ

問合せ…本庄税務署【☎ 22 - 2111】

**確定申告は、ご自宅などから
「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です！**

確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひ、e-Taxをご利用ください。

また、マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

さらに、給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。

なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

◀ 国税庁確定申告書等
作成コーナー◀ マイナポータル連携
についてはこちら

◀ 確定申告などに関するお問合せ ▶

国税庁ホームページ「タックスアンサー」、または「チャットボット(ふたば)」をご利用ください。

◀ e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ ▶

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク【☎ 0570-01-5901 (月曜日～金曜日)】

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

会 場 本庄税務署 期 間 2月17日(月)～3月17日(月) (土・日・祝日を除く)

時 間 (相談受付) 午前8時30分～午後4時 (相談開始) 午前9時から

なお、確定申告会場の入場には入場整理券が必要です。

入場整理券には次の2つがあります。①がおすすめです。

① 国税庁公式LINEアカウントを通じた事前発行

② 来場した当日に配付するもの(当日限りで早期に終了する場合があります)

▲ 国税庁公式
LINE アカウント

※上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越しいただいても対応できません。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。**マイナンバーカードと併せてパスワード(①署名用電子証明書用 英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用 数字4桁)が分かるようにしてお越しください。**

◀ 書面による申告書等をご提出される方へ ▶

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。ぜひ、ご利用ください。

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆ 2月の開庁日 【休日】 (午前8時30分～正午) **2月9日(日)**

【夜間】 (午後8時まで) **2月25日(火)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆ 相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎ 35 - 1221 (内線1121～1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第8期の納期限は

2月28日(金)です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

【口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。】